

「若宮賞」表彰事業のご案内

公益財団法人やまなし環境財団は、個人や民間団体の自発的な環境保全活動を支援します。皆さまの環境保全の取り組み事例を広く募集し、優秀な事例について表彰するとともに、その内容を広く県民に紹介します。

■ 表彰対象

表彰の対象となる活動は、一般県民又は民間団体が行う地域における実践活動で、広く県民に推奨できる次に掲げるものとします。

- (1) 地球温暖化防止に関する活動
- (2) 自然環境保全に関する活動
- (3) ごみ減量化、資源リサイクルに関する活動
- (4) 環境教育・環境意識啓発に関する活動
- (5) その他環境保全に関する活動



※令和2年度まで表彰対象となっていた「清掃活動」は「(5) その他環境保全に関する活動」に、「大気、水質浄化に関する活動」は「(2) 自然環境保全に関する活動」に含まれます。

※本表彰の対象外としている活動例

- ・エコカップの回収（本財団では脱プラの一環としてマイボトルを推進しています。）
- ・微生物などを用いた水質浄化（広く県民に推奨できる活動を表彰しています。）

■ 表彰基準

令和4年6月1日現在、原則として次に掲げる期間以上の活動を実施し、今後も継続が見込まれるものとします。

- (1) 個人にあつては、おおむね3年
- (2) 団体にあつては、おおむね2年

※同一の功績について、知事表彰又は大臣表彰を受けたものは本表彰の対象外とします。

※行政が事務局を担当する団体は本表彰の対象外とします。

※本財団の助成金の交付を受けている団体は本表彰の対象外とします。

※団体の会員としての個人の活動は本表彰の対象外とします。

■ 推薦者

次に掲げるいずれかの者とします。※推薦調書は財団 HP からダウンロードできます。

- (1) 県民（自薦を除く。）
- (2) 県内の行政機関の長。この場合、推薦数は、原則として2名（団体）以内としてください。

■ 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、推薦された者の中から「やまなし環境財団」理事長が決定します。

■ 表彰の方法

表彰状と奨励金品（団体 30,000 円、個人 10,000 円）を併せて授与するものとします。表彰は令和5年1月下旬を予定しています。

募集期間：令和4年5月13日(金)～7月29日(金)



※ 推薦は、推薦調書でお願いします。
〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号
公益財団法人やまなし環境財団事務局(山梨県自然共生推進課内)
TEL 055-223-1634 FAX 055-223-1781

メール：shizen@pref.yamanashi.lg.jp

検索

若宮賞